特定非営利活動法人からだフシギ 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、 特定非営利活動法人からだフシギという。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目4番7号グリーンパーク原宿101に置く。

（目的）

第３条 この法人は、年長児とその保護者や地域住民に対するからだ教育に関する事業を行うことにより、もって誰もが当たり前にからだの知識を持ち、健康的な社会を創ることに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

②社会教育の推進を図る活動

③子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① からだの知識の普及事業

② からだを教える人材の育成事業

③ からだを教える教材の開発・普及事業

第２章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の 2種類とし、正会員をもって特定非営利活動 促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第７条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 本会において、入会金は発生しない。

2 会員は、総会において別に定められた年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみな す。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（除名）

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金および会費の不返還）

第 12 条 すでに納入した入会金、会費は返還しない。

第３章 役員

（種別及び定数）

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３名以上７名以内

(2) 監事　１名以上２名以内

2 理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（選任等）

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4 法 第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた ときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために 必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前２項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは 、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会議

（種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任又は解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 入会金及び会費の額
(9) 資産の管理の方法
(10) 借入金（その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11) 解散における残余財産の帰属
(12) 事務局の組織及び運営
(13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第4項第4号の規定により招集したとき。

（総会の招集）
第24条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（総会での表決権等）

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録書名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的 及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長が当たる。

（理事会の議決）

第35条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した 理事の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに記名押印または署名しなければならない。

第５章 資産

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 入会金および会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6)その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条 資産は、理事長が管理し、その方法は、 総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 本法人において剰余金がでた場合、これを会員ならびに他の個人・団体に分配することはしない。

第６章 会計

（会計の原則）

第41条 の法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業とする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければなら

ない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第45条 第４4条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加および更正 ）

第46条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経 て、総会の議決を経なければならない。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会に置いて正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第54条 この法人に、この法人の事務の処理をするため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、 事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第56条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

第１０章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、 次のとおりとする。

理事長 菱沼 典子

副理事長 白木 和夫

理事 岩辺 京子

理事 桑本 暢子

理事 瀬戸山陽 子

監事 村松 純子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15条 1項の規定にかかわらず、この法人の設立時から平成 27年 6月 30日までとする。

4　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第４０条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第４５条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27年 3月 31日までとする。

6　2018年 10月 18日改正し、第 8条については、 2019年 4月から適用する。ただし、認証事項である第 6条については、東京都による認証日 2019年 9 月９ 日より施行する。

7　2024年6月6日の2024年度総会にて、第2条の変更、第8条の修正、第12条の追加、第22条の修正、第29条2の修正、第37条2の修正、第38条の追加修正、第40条2の追加、第45条の文言修正、第47条の修正、第51条の修正、第53条の修正を決議した。

8　2026年6月11日の2026年度総会において第35条2の追加を決議した。